

京都府警察雑踏警備実施要綱の制定について（例規）

制定 平成25. 1. 17 例規地域第1号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて

祇園祭を始めとした大小様々な祭礼行事、花火大会等における雑踏事故の防止対策を更に徹底するため、みだしの要綱を下記のように定め、平成25年1月17日から実施することとしたから、適正に運用されたい。

記

京都府警察雑踏警備実施要綱

第1 趣旨

この要綱は、別に定めるもののほか、祭礼、興行、競技等（以下「諸行事」という。）の開催に伴い特定の場所に多数の人が一時的に集合することに起因する事件事故及び紛争事案（以下「雑踏事故」という。）の発生を防止するため、警備実施要則（昭和38年国家公安委員会規則第3号）及び警備実施に関する訓令（昭和46年京都府警察本部訓令第4号）に規定する雑踏警備実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 基本的な考え方

諸行事における主催者及び警察の責務に関する基本的な考え方は、次のとおりとする。

1 主催者

主催者は、諸行事の開催によって雑踏を生じさせる原因者として自主警備（主催者が主体的に行う雑踏事故の防止に関する対策をいう。以下同じ。）を実施すべきであり、雑踏の影響が及ぶと認められる範囲については、会場内だけでなく会場外においても、また、そこが公道であるか否かを問わず、必要な安全対策を講じることにより雑踏事故を防止する立場にある。

2 警察

警察は、警察法（昭和29年法律第162号）第2条に規定する責務を果たすため、主催者に対して必要な指導を行うとともに、雑踏警備実施に従事する部隊（以下「雑踏警備実施部隊」という。）の投入が必要と判断される場合には、事前に実地踏査を行うなどの必要な準備を行い、雑踏警備実施に関する計画（以下「雑踏警備実施計画」という。）を作成し、主催者、施設の管理者、行政機関、消防機関、公共交通機関等（以下「主催者等」という。）と連携して必要な安全対策を講じることにより雑踏事故を防止する立場にある。

第3 雑踏事故の防止に関する体制の確立

1 雑踏警備実施指導官の指定

地域部地域課長は、自所属の警部以上の階級にある警察官のうちから雑踏警備実施の業務を担当する者1名を雑踏警備実施指導官（以下「実施指導官」という。）に指定し、次の任務を行わせるものとする。

(1) 雑踏事故の防止に関する分析等

ア 過去の雑踏警備実施における問題点等の分析に関すること。

イ 前記第3の1の(1)のアの分析結果を踏まえた警察署に対する指導に関すること。

ウ 主催者等への前記第3の1の(1)のアの分析結果の提供、指導等に関する事。

(2) 雑踏警備実施に関する警察署への指導

ア 主催者等に対する指導に関する事。

イ 雑踏警備実施計画の作成に関する事。

ウ 雑踏警備実施部隊の運用に関する事。

エ 雑踏警備実施主任者及び雑踏警備実施部隊の隊員に対する指導及び教養に関する事。

2 雑踏警備実施主任者の指定

警察署長（以下「署長」という。）は、雑踏警備実施を必要とする事案を認めたときは、自署の地域課長（以下「署地域課長」という。）を雑踏警備実施主任者（以下「実施主任者」という。）に指定し、次の任務を行わせるものとする。ただし、署地域課長に事故があるとき、又は署地域課長が欠けたときは、自署の警部補以上の階級にある警察官のうちから雑踏警備実施に必要な知識を有する者を実施主任者に指定するものとする。

(1) 雑踏警備実施に関する事前対策

ア 過去の雑踏警備実施における問題点等の分析に関する事。

イ 主催者に対する指導に関する事。

ウ 主催者等との協力体制の確立に関する事。

エ 実地踏査の実施に関する事。

オ 雑踏警備実施計画の作成に関する事。

カ 教養及び訓練の実施に関する事。

(2) 雑踏警備実施

ア 主催者に対する指導に関する事。

イ 雑踏警備実施部隊の運用に関する事。

ウ 広報活動の実施に関する事。

エ 雑踏事故が発生したときの措置に関する事。

第4 実施指導官への事前通報

実施主任者は、次に掲げる諸行事について雑踏警備実施を行うときは、事前に実施指導官に通報するものとする。

1 二以上の警察署の管轄区域に及ぶ諸行事

2 雑踏警備をめぐる情勢の変化等により、人で著しく混雑することが予想される諸行事

第5 事前対策の実施

実施主任者は、署長の指揮を受け、過去の雑踏警備実施における問題点等を踏まえた次に掲げる事前の対策を実施するものとする。

1 主催者に対する指導

(1) 主催者としての責任感の醸成

ア 前記第2の1に掲げる基本的な考え方を踏まえた指導を行い、主催者としての責任感の醸成を図ること。

イ 主催者側の責任者には実質的な権限、知識、経験、能力等を有する者を選任させるとともに、自主警備に係る組織図等を提出させて責任体制を明確にさせること。

(2) 自主警備計画の検証と是正措置

- ア 予想される人出、会場等における収容可能な人数、う回路、避難場所、立入禁止区域、自主警備員（自主警備に従事する者のうち、街頭で活動するものをいう。以下同じ。）の配置及び運用、装備資機材の活用、広報を行う方法等を明記した自主警備に関する計画（以下「自主警備計画」という。）を作成させること。
- イ 自主警備計画については、雑踏事故を防止する観点から十分な検証を行うこと。この場合において、不備な点があれば是正するよう指導し、確実に遵守させること。
- 2 主催者等との協力体制の確立
- 主催者等と雑踏事故の防止対策、緊急時の措置要領等に関する協議を行い、必要な協力体制を確立すること。
- 3 実地踏査の実施
- (1) 雑踏事故の原因除去
- 雑踏警備をめぐる情勢は、年ごとに条件や事情に変化が生じていることを前提として実地踏査を行い、雑踏事故の原因となる事象の発見及び危険の除去に努めること。
- (2) 主催者との合同実地踏査
- 実地踏査は、原則として主催者と合同で行うこと。
- 4 雑踏警備実施計画の作成
- (1) 具体的な内容
- 雑踏警備実施計画は、前記第5の3の実地踏査の結果並びに雑踏警備における過去の反省及び教訓を十分に考慮した具体的な内容とすること。
- (2) 雑踏警備実施部隊の配置
- 人で著しく混雑することが予想される場所、人の転倒しやすい場所等雑踏事故が発生する危険性が高い場所に雑踏警備実施部隊を重点的に配置すること。
- (3) 遊撃部隊の編成
- 署長が必要と認めるときは、突発事案及び署長の特命事案への対応を目的とした遊撃部隊を編成すること。
- (4) 阻止アングル等の配備
- 雑踏への車両の突入事案を想定した対策として、署長が必要と認める交差点等に阻止アングル、阻止用の車両等を配備すること。
- (5) 交通規制の計画と事前広報
- 自署の交通課長と連携を密にして、諸行事等が実施される場所及び内容に関する情報を共有し、道路の交通の状況、周辺への交通への影響等から必要に応じて交通規制を計画するとともに、主催者と協力の上、事前の広報を徹底すること。
- 5 教養及び訓練の実施
- (1) 教養の実施
- 雑踏警備実施部隊の隊員に対しては、個々の任務を具体的に指示し、理解させるとともに、雑踏事故が発生したときの対応要領、群集心理の特性、受傷事故防止等に関する教養を行うこと。
- (2) 訓練の実施
- 雑踏事故を想定した訓練を積極的に行い、士気の高揚及び部隊活動の練度の向上を図ること。

第6 雑踏警備実施

実施主任者は、署長の指揮を受け、次に掲げる対策を実施するものとする。

1 主催者に対する指導

(1) 自主警備員の配置と運用

雑踏事故の防止対策上必要な場所に自主警備員を配置させ、人の無秩序な往来及び滞留の防止、歩行者の動線の確保等に当たらせること。

(2) 自主警備状況の確認と是正措置

自主警備が自主警備計画のとおり実施されているかを確認させ、不備な点は確実に是正させること。

2 雑踏警備実施部隊の運用

参集者（諸行事の開催に伴い特定の場所に集まる者をいう。以下同じ。）が多数集まるなど、雑踏事故の発生が予想されるときは、積極的に雑踏警備実施部隊を運用し、参集者のう回誘導、分断措置、立入禁止その他の状況に応じた対策（以下「う回誘導等」という。）を実施すること。

3 広報活動の実施

(1) 拡声機、看板等の活用

諸行事の会場及びその周辺における広報活動は、主催者と協力の上、拡声機、案内用の看板、参集者を規制又は誘導するためのロープ等の装備資機材を積極的に活用すること。

(2) 具体的な広報

広報活動に当たっては、諸行事の進行状況、う回路等の具体的な情報を適宜適切に広報し、不穏な群衆心理の発現を未然に防止すること。

第7 雑踏事故発生時の措置

実施主任者は、雑踏事故を認知したときは、署長に速報するとともに、次に掲げる対策を実施するなど、警察力を集中させて事態の早期の収拾に当たるものとする。

1 事態の把握

発生時間、発生場所、負傷者の有無、負傷の程度、雑踏の状況、応援の必要性等を把握すること。

2 負傷者の救助

直ちに負傷者を救助するとともに、救助活動に必要な道路及び場所を確保すること。

3 参集者のう回誘導等

装備資機材を活用し、参集者のう回誘導等を行うこと。

4 広報活動の実施

雑踏事故の発生場所付近の参集者に対し、事態の概要、事態の収拾の見込み、協力を依頼する事項等を拡声機等で広報し、情報の不足による不安、不満等の払拭に努め、混乱の鎮静化を図ること。

5 諸行事の中断又は中止の申入れ

雑踏事故の規模、周囲に与える影響等を考慮して必要があると認めるときは、署長の指揮を受けた上で、主催者に諸行事の中断又は中止を申し入れること。

第8 雑踏警備実施後の措置

署長は、雑踏警備実施の終了後、今後の諸行事における雑踏事故を防止するため、次に掲げ

る対策を実施するものとする。

1 検討会の実施

雑踏警備実施に従事した雑踏警備実施部隊の指揮官等による検討会を行い、反省点及び改善を必要とする事項を集約し、以後の雑踏警備実施計画に反映させること。

2 主催者等への申入れ及び取組状況の検証

主催者等に対し、雑踏事故を防止する上で改善が必要な事項を申し入れるとともに、申し入れた事項に対する主催者等の取組状況について随時検証すること。

第9 報告

雑踏警備実施計画、雑踏警備実施の結果、雑踏事故の発生状況その他の雑踏警備実施に関する報告要領については、地域部長が別に定める。